

出席停止の通知書

保護者様

北海道札幌西陵高等学校長 岩田 努

年 組 番 氏名

お子さんは感染症（ ）にかかっていると連絡を受けましたので学校保健安全法第19条の規定により出席停止とします。

出席停止措置は、お子さんに十分な休養を与え病気を早く治すためと、他のお子さんへの感染を防ぐためのものです。この期間は欠席にはなりませんので、医師の指示に従って必要と認められた期間は十分に休養させてください。

医師から、全快または感染の恐れがないと認められて登校する際には、下記報告書を学校に提出するようにお願いします。

学校において予防すべき感染症と出席停止の期間の基準

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)及び鳥インフルエンザ(H5N1)、中東呼吸器症候群、新型インフルエンザ等感染症・指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症、急性出血性結膜炎、細菌性赤痢、パラチフス、コレラ、流行性角結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症等）	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

感染症に関する報告書

令和 年 月 日

北海道札幌西陵高等学校長 様

年 組 番

生徒氏名

保護者氏名

令和 年 月 日より欠席していましたが、令和 年 月 日から登校してもよいと登校許可が出ましたので報告いたします。

1 病 名

2 受診日 令和 年 月 日

3 受診（診断をうけた）病院名

※保護者のかたがご記入の上、登校時生徒に持たせてください。